

# 第49回 多摩市新型コロナウイルス感染症対策本部会議【結果】

令和3年10月22日(金)  
午前10時00分から  
議 場

## <検討事項>

- 1 リバウンド防止措置期間解除後における市の公共施設の対応について

## ■ 大きな方向性

- 公共施設は、条例・施行規則等に基づいた運営を行う
- 第6波を発生させないよう、基本的な感染症対策の徹底は行っていく（現在は、「基本的対策徹底期間」といった認識を持つ）

## 1 目的

東京都知事の要請により「東京都におけるリバウンド防止措置」に基づき、感染防止対策に取り組んでいるところではあるが、現在の新規感染者数・入院患者数の減少等の理由により、その期間が10月24日(日)をもって、解除される見通しであることから、多摩市においても、公共施設等の対応について、以下の通りとする

## 2 公共施設等の対応

- (1) 国・東京都からの要請に基づき対応を図る。
- (2) 公共施設は、条例・条例施行規則等に基づいた運営とする。
- (3) 第6波を起こさないよう、三密の回避・手洗い・手指消毒の徹底・マスクの着用・施設内の換気の徹底など、今まで実践してきた基本的な感染防止対策は徹底して実施する
- (4) 公共施設においては、準備ができた施設から、順次、実施していく。
- (5) 特記事項
  - ・ 各施設のカラオケ利用・調理室の利用、及び、市主催事業における飲食については、東京都からの要請を見極め、別途、施設担当課長会にて運用方法を決定する。
  - ・ 公民館ホールは、大声あり（ロックコンサート等）の場合は、収容者数5割とすることを要請する。（国の要請に基づき10月30日まで。前回からの継続）
  - ・ 公民館やコミセン等における、ロビーや談話コーナーのような誰でも利用が可能な場所においては、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）を実施する。
  - ・ 各施設ともに、使用後の諸室等の消毒は、利用者自身が行うことを継続して要請する。
  - ・ 利用者から感染者が発生した場合に備え、濃厚接触者等の特定等を行うために行っている、利用者名簿等の提出は、継続的に実施する。

## 3 公共施設課長会

公共施設関係課長会を開催（10/22）し、取り組み内容の最終的な確認等をおこなう。（カラオケ・調理室・飲食等）

#### 4 各部からの取り組み報告

- 教育部 : 感染レベル1へ引き下げ(11/1より)
- くらしと文化部 : 都要請に準拠。カラオケ・調理室は課長会の決定を踏まえていく。運協には、概ね伝達済み。開始時期は、最終的に判断していきたい
- スポーツ担当部 : 総合体育館は通常・温水プールは夜8時まで。  
濃厚接触者等の特定のための名簿作成は継続で実施する。
- 子ども青少年部 : 児童館において、お昼は消毒時間(人は入れない)運用を継続していく
- 総務部 : 庁内の職員に対して、飲酒を伴う宴席について、組織として行うことは避けていただきたい趣旨での文書を発出する。市内経済へは“積極的”とは言い難いが、活性化にはつながる。

#### 5 その他

各所管が実施する主催事業等について、市として、同じ方向を向いて取り組みが行えるよう、基本的な対策についてお知らせする。なお、各所管が、更なる感染症対策を創意工夫し行うことは可能とする。

#### 6 本部長指示

世界諸外国の状況を鑑みると、国内も第6波は必ずくるとの認識に立ち、基本的な感染症対策は必ず実施すること。また、第3回目のワクチン接種を確実に履行すること。